

「小野社の所有者は誰？」

1 背景はどちらも同じ

前回コラムNo.8において「馬道具の所有者は誰？」を見てきましたが、小野社についても以前に同じような議論があったので紹介させていただきます。

小野社がある場所は、昭和29年小野道風生誕地として愛知県指定文化財史跡第1号に指定されており、小野社の祠は松河戸町の象徴となっていました。

松河戸の区画整理が終盤に近づいた平成22年頃に、この小野社をめぐる、区民のものか、神社のものか、それとも市に委ねるか、何処の所有・管理かで問題になりました。

これも、明治の「一村一社合祀令」、戦後の「政教分離」、そして「島」の存在が背景となっています。

2 小野社の変遷

「小野社の所有者は誰？」を議論するには、まず小野社の歴史を遡り検証しなければなりません。

○ 明治時代まで、小野社「道風大明神」として祀られる

八ツ家島の八幡社の境内社として「小野社」がありました。

ここは、小野道風公の屋敷跡・小野道風の生誕地として伝承されており、小さな祠に「道風大明神」(箱型御神体)を祀っていました。

ここには、尾張藩の儒学者である秦鼎(はたかなえ)(1761~1831)撰文の「小野朝臣(道風)遺跡之碑」が文化12年(1815)に建てられており、「松河戸の村民はみな道風がここで生まれたということを伝えている」という内容が刻されています。

○ 大正時代～戦前、道風公生誕地として顕彰活動が盛ん

「一村一社合祀令」のもと、大正元年に八幡社、小野社は白山神社の境内社として遷座されました。

白山神社への集合以降、この跡地には道風神はなくなりましたが、小野道風誕生地として住民の顕彰活動が盛んに行われ、大正4年に、愛知県より「小野道風公誕生地」の石碑が建てられました。

そして、大正14年には「道風公主産地保存会(後の道風公遺跡保存会)」が設立されました。

○ 戦後の「政教分離」で組織の変化

戦後、GHQにより「政教分離」が行われ、「信教の自由」が保障されました。

よって、行政は宗教とは関わりません。

これは今まで一緒であった氏子組織と自治会組織を分離させるものでした。

白山神社は、神社庁の包括下となり、村人集合の神社から神社庁管轄の神社になったことで違和感を持つ人も多くいましたが、戦後も松河戸の住民の多くは白山神社の氏子でした。

白山神社の境内社に遷座されていた道風神「道風大明神」(箱型御神体)は、白山神社から分霊(木像御神体)し旧社地に勧請され元に戻りましたが、すでにこの地は旧社地というより道風公誕生の地としての顕彰活動を行ってきたという住民の自負が強く、神社地として受け入れられない人もいたようです。

○ 社殿に小野小学校の奉安殿を利用

現在の小野社の社殿は、昭和15年5月に建てられた小野小学校の御真影の奉安殿でした。



小野朝臣(道風)遺跡の碑 昭和6年頃
小野社の社殿はなく、「小野朝臣(道風)遺跡之碑」が立っている。



小野社(白山神社の境内社)
五社殿の真ん中にある

国家神道と学校の分離を求める占領軍の指示により、終戦後、撤去するように命令されましたが、総檜造りで他に類のない立派なもので、取壊すにはしのびずそのままの姿で、「道風屋敷跡」といわれている現在の場所へ道風神「道風大明神」の社殿として移しました。保存会、先生方、地元の人達で、屋根瓦を下ろし、牛車で運搬して組み立てました。

○ 戦後の道風公顕彰活動の成果

戦後も、松河戸住民の道風公顕彰活動は盛んに行われ、昭和 29 年には小野道風公誕生地が愛知県指定文化財史跡第 1 号に指定されました。

また、住民総出の勤労奉仕や浄財をもとに、昭和 30 年当時春日井唯一の公園として道風公園が完成しました。



旧小野社 昭和 50 年頃

昭和 21 年に、小野社を復歸して現在の社殿が設けられ、昭和 29 年 3 月に県史跡指定された。

真ん中の石柱(石碑)は、大正 4 年 10 月に愛知県により建てられた「小野道風誕生地」の石碑です。

3 区画整理の土地所有者の変更による三者の思惑

道風公園、小野社は、松河戸住民の熱い思いが込められていますが、小野社の土地は、平成 4 年から始まった区画整理事業により、※祭神(木造御神体)は白山神社に遷座されて、市が管理する公園の土地となりました。

また、その土地の上にある小野社(奉安殿)や石碑や立木などは区の所有・管理とすることとなりました。

この様な結論にいたるまでには紆余曲折がありました。

※ よって、白山神社の小野社の小祠には、祭神は(木造御神体)と(木像御神体)の 2 柱あることとなります。

○ 区会、神社、市の三者会議

平成 22 年 3 月に行われた区会、神社、市の 3 者会議の内容を見てみます。

神社側は「神社地の上にある物は神社のものである」との考えが基本にありました。

よって、今までどおり、神社地(小野社の土地)と小野社は神社のものとして主張しました。

区側(住民)は、「その土地の上にある小野社(奉安殿)や石碑などは松河戸の住民の手で設置したものであり区民のものである」との主張でした。

市側も、この県史跡文化財の土地は公園内の市の土地としたかったようです。

議論は難航しましたが、結果、小野生誕地の神社所有の土地は市の所有(道風公園内)とし、神社地は道風公園の西に移して市の道風記念館に駐車場として貸出し、土地の上にある小野社(奉安殿)や石碑や立木などは区(住民側)の所有・管理とすることとなりました。

神社にとっては、神社として賽銭を得るより、道風記念館に駐車場として貸出しすることには魅力があったことと思います。

区にとっても、土地の上にある小野社(奉安殿)や石碑などが、区の所有物となったことで、区民に面目がたちました。(ただし、区の維持管理が大変です)

市にとっては、小野社等の土地の上物が区の所有となったことで、維持費の必要がなくなりました。

(この地は史跡文化財だが上物(小野社等)は区で維持管理が必要で市からの補助はでていません)

○ 小野社の現状

道風公園の道風屋敷跡の小野社には、道風記念館の催しの帰りに、親子連れで立ち寄る姿をよく見かけます。

そして、御神体のない小野社に向かって、「字が上手になりますように」と拝んでいる姿を見かけることもあります。この様な姿を見るに付け、以前のように小野社に「道風武大明神」を復歸して小野道風公を祀りたいと思う人も多いのではないのでしょうか。



現在の小野社(平成 23 年に竣工)

昭和 21 年に小野小学校から移築された旧小野社の奉安殿などはそのまま、正面が南から東に変わったが、同じ場所に立っている。

松河戸文化科学探求隊 隊長 長谷川 浩

<https://matsukawado.org/>

コラムNo.1 から掲載しています。

